Seika Town Newsletter HANASOU!!

華創（はなそう）

2013 AUGUST No.605 8

HUG（ハグ）ってなんだろう？

地震の発生を想定した避難所運営ゲーム(Hinanjo Unei Game)が7月6日(土)、光台四丁目集会所で行われました。これは、災害時の避難所での出来事を想定し対応を考えることで、避難所運営を学ぶための模擬体験型の訓練です。参加者は、みんなで図面を指さしながら、矢継ぎ早に発生する避難所でのさまざまな出来事への対処に挑戦しました。

学研都市に銀輪の風が舞う／4
ロボット作ってみよう！／6　精華くるりんバス、今月ダイヤ改正／7　精華町職員募集／16　せいか365（さんろくご）／18　むくのき学習室開放／22　せいか写真日記／26

お知らせします！

机の上でもできる防災訓練

HUG（ハグ）って何だろう？

大地震が発生した場合、家屋の倒壊や火災、土砂崩れなどで被災した人々が住居を失い、その多くが避難所での生活を強いられることになります。

もし、自分が避難所の運営をしなければならない立場になったとき、殺到する避難者の人々や多くの出来事に、どのように対応すれば良いのでしょうか。

「HUG」は、避難所運営をみんなで考える手段の一つとして静岡県で開発されたものです。参加者は、避難者の年齢や性別のほか、さまざまな事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図に適切に配置することで、避難所で起こる出来事への対応を模擬体験することができます。

今回の訓練後、参加者からは「避難所運営では、どのような問題や要求があるのかの事例があり参考になった」「避難者の優先順位を決めることが非常に難しい」「普段から定期的に、避難所運営について自分たちで考える必要があると感じた」「地域の顔見知りが集まり避難所運営すると安心感が持てる」などの意見や感想がありました。

平成25年度精華町防災訓練 東光小学校で実施

対象地域の方はぜひご参加を！

精華町防災訓練を8月25日(日)、東光小学校で実施します。

町では、小学校区を単位に自治会や自主防災組織などの参加による地域発災型の防災訓練を、平成16年度から各校区で順次実施してきました。本年度は、2巡目の4校区目の訓練となります。

対象の東光小学校区（光台・東畑地区）にお住まいの方は、5年に1度の大規模訓練の機会ですので、ぜひご参加ください。猛暑のなかでの訓練となりますので、水分補給には十分ご注意ください。

主な訓練内容

▼**避難所運営訓練（体育館内）**
地区集会所からの集団避難。一般避難者、要配慮者や外国籍の避難者とともに、受け付けや物資などの配分を行う訓練。

▼**体験・展示など**
地震や煙の体験ブースや、各防災関係機関の協力による防災啓発展示コーナー、バケツリレー消火訓練など。

○**問い合わせ**
危機管理室危機管理係
（TEL95－1928）

自治功労者表彰

鈴木秀行さんが受賞

鈴木秀行さん

平成25年度市町村・地域自治功労者表彰式が6月19日(水)、京都府立府民ホール（京都市）で行われ、元精華町議会議員の鈴木秀行さん（桜が丘二丁目）が表彰されました。

鈴木さんは今年5月までの16年間（4期）、精華町議会議員として地方自治の発展と住民福祉の向上に尽力されました。今回はその功績が認められたものです。おめでとうございます。

人権擁護委員に2氏

大谷俊夫さん

河村年郎さん

大谷俊夫さん（東畑地区）と河村年郎さん（西北地区）が、7月1日付けで法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。今年3月の町議会定例会で同意を得、今回の委嘱となったものです。

任期は平成28年6月30日までの3年。人権相談や、地域住民に人権に対する関心を高めてもらうためのPR活動などを行います。

○**問い合わせ**
人権啓発課啓発係
（TEL95－1919）

地域の活性化目指す活動へ

活動費を一部補助

京都府 地域力再生プロジェクト支援事業

京都府では、地域に暮らす方々が協働して暮らしやすい魅力的な地域をつくる「地域力再生活動」を応援します。

補助金の交付をはじめ、さまざまな支援メニューがありますので、次の項目をご確認のうえ、積極的にご活用ください。

▼**対象団体**
自治会・ボランティアサークル・子ども会・NPO法人など地域住民が中心となった団体、またはこれらのうち複数が連携した活動団体
※政治・宗教などにかかわる団体、営利を主な目的とした団体などは対象外です。

▼**対象事業**
地域に暮らす方々が自ら取り組む、環境保全、安心・安全な地域づくり、子育て支援、地域産業おこしなど、さまざまな種類の地域活動

▼**交付（補助）金額**
対象活動費のおおむね3分の1以内
※京都市域外の活動には、財団法人京都府市町村振興協会からも同様の支援があります。
※活動内容や予算規模に応じて交付率・交付上限額の優遇があります。

▼**申請期間**
9月2日(月)～30日(月)の平日
受付時間／午前8時30分～午後5時

▼**申請方法**
申請書を直接、左記のところへ。
※募集要項や申請様式は、京都府のホームページからダウンロードできます。

○**申請・問い合わせ**
◆京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室
（TEL21－2049・FAX22－8865）
◆精華町役場企画調整課企画係
（TEL95－1900）

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは33ページに掲載しています。

学研都市に銀輪の風が舞う

2013けいはんなサイクルレース開催

全国のサイクリストたちによって繰り広げられる熱いレース。
今年も精華大通り一帯で開催します。

- ▶**日　時**　9月16日(祝・月)　午前8時～午後1時ごろ(雨天決行)
- ▶**場　所**　精華大通り・けいはんなプラザから学研施設の周辺(一周2.36キロ、高低差26メートル)＝**右図**
- ▶**主　催**　けいはんなサイクルレース実行委員会(京都府自転車競技連盟・京都新聞社・精華町・木津川市　ほか)

出場者募集

- ▶**種　　目**　個人ロードレース
  ※詳細は、コースレイアウトとカテゴリー表をご覧ください。
- ▶**参加資格**　健康な方
  ※CJ・C1・U23は、2013年度(財)日本自転車競技連盟の競技者登録をしている必要があります。
- ▶**料　　金**　女性・小中学生・高校生：1500円
  そのほか：4000円
  ※保険代が含まれています。
- ▶**申込期間**　8月31日(土)まで(消印有効)
- ▶**申込方法**　スポーツエントリーホームページ(http://www.sportsentry.ne.jp/)または JTB スポーツステーションホームページ(https://jtbsports.jp/)から。
  ※申し込みは先着順とします。

2013けいはんなサイクルレース　カテゴリー表

	カテゴリー（カテゴリー説明）	周回数／距離	スタート時刻	参加予定数
1	CJ(登録高校生)	9周回／21.24キロ	午前8時30分	100人
2	C2(上級・登録中級男女)	9周回／21.24キロ	午前8時31分	50人
3	C3L(中級)	6周回／14.16キロ	午前9時9分	120人
4	C3H(中級)	6周回／14.16キロ	午前9時37分	120人
5	C4L(中初級)	4周回／9.44キロ	午前10時5分	120人
6	C4H＋W(中初級と女性)	4周回／9.44キロ	午前10時25分	120人
7	C1(登録上級)	12周回／28.32キロ	午前10時49分	70人
8	U23(登録19～22歳男性)	12周回／28.32キロ	午前10時49分	50人
9	C5L(初級)	3周回／7.08キロ	午前11時35分	120人
10	C5H＋W＋小学5・6年生スポーツ(初級と女性と小学生)	3周回／7.08キロ	午前11時52分	120人
11	小学5・6年(男女・ノーマル)	2周回／3.40キロ	午後0時12分	30人
12	小学3・4年(男女・ノーマル・スポーツ)	2周回／3.40キロ	午後0時12分	50人
13	小学1・2年(男女・ノーマル・スポーツ)	2周回／3.40キロ	午後0時12分	50人
14	C6W（超初級女性）	2周回／3.40キロ	午後0時12分	50人

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは33ページに掲載しています。

コースレイアウト

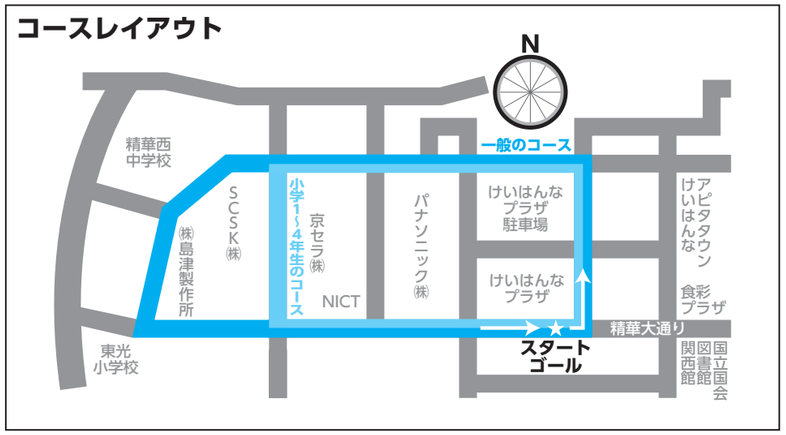

通行規制と一部バス停の乗降制限・移設のお願い

サイクルレースの開催時間帯は、道路の通行規制とそれに伴う一部バス停の乗降制限・移設をします。周辺の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

通行規制のお願い

開催時間は、精華大通り・けいはんなプラザから学研施設周辺の通行を規制します。

一部バス停の乗降制限・移設

サイクルレースの開催時間帯は、奈良交通路線バスと精華くるりんバスのバス停を次の通り変更します。

▶**奈良交通路線バス**
精華大通りを東向きに進行するバスは「光台七丁目停留所」「光台四丁目停留所」「光台三丁目停留所」「けいはんなプラザ停留所」での乗降ができなくなりますので、「光台八丁目停留所」または「ATR停留所」をご利用ください。西向きに進行するバスは、これらの停留所でも乗降できます。

▶**精華くるりんバス**
山田川駅発祝園駅方面の「けいはんなプラザ停留所」は、奈良交通「ATR停留所」に移設します。

交通規制図

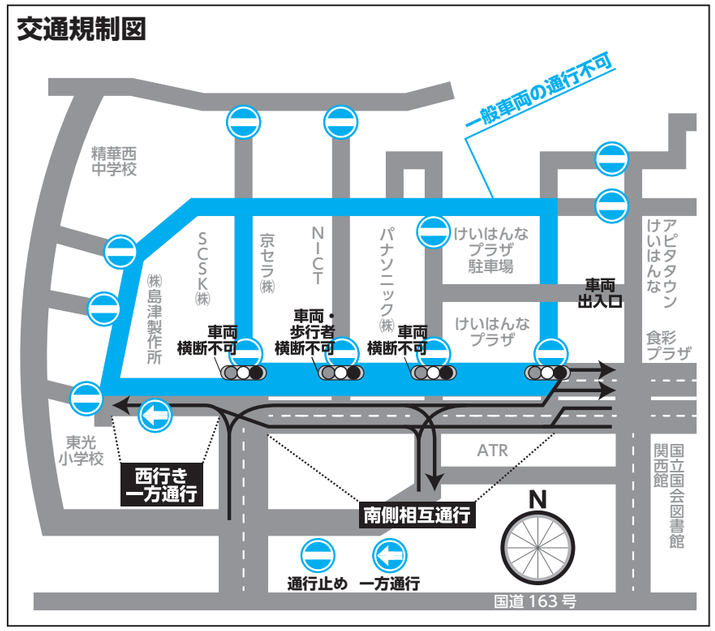

○**問い合わせ**　◆けいはんなサイクルレース実行委員会事務局(京都府自転車競技連盟)(TEL 090－5151－9669)
◆精華町役場 企画調整課 企画係(TEL 95－1900)

広告

平田内科医院
◆消化器科◆循環器科◆一般内科
平田真人・平田理佳
診察時間　月 火 水 木 金 土 日
午前 9:00～12:00
午後 5:00～7:00
水曜・日曜・祝日休診
土曜午後休診
駐車15台可
光台近隣センター南　Phone:0774 95-3400

兼業農家でも入れるの　(=゜゜)?
①60歳未満、
②国民年金第1号被保険者、
③60日以上農業従事、
の3つ全てを満たしていれば誰でも加入できるよ！　d(^ー^)
加入者10万人突破！
シリーズ 知って得する農業者年金 2/6
次回は、「60日農業の考え方」
広告主：京都府農業会議 TEL 075－441－3660

税務・会計、相続・贈与、会社設立、建設業許可他
http://www.fujiharakaikei.com/
藤原総合会計事務所
FSK
税理士・行政書士　藤原義明
税理士・行政書士　藤原庸貴
税理士・社会保険労務士　大倉康
木津川市木津宮ノ内95-9　いずみホール前
☎0774-72-7711(代)　P有り

福祉分野で大きな功績

5月19日(日)の精華町ふれあいまつりで、社会福祉功労者の表彰式が行われました。福祉分野のボランティア活動や、その支援に長らく取り組まれてきた功績が認められたものです。おめでとうございます。

受賞した個人・団体は次の通りです。

・伊藤篤子さん（乾谷地区）
・杉島怜子さん（乾谷地区）
・杉浦英子さん（乾谷地区）
・杉山輝夫さん（東地区）
・古布裁断「こっとん」〔代表者＝松本さち子さん（南稲八妻地区）〕

○問い合わせ
福祉課社会福祉係
（TEL 95－1904）

世界に一つだけの器を

毎週月曜　相楽作業所で陶芸教室

相楽作業所（精華台五丁目1番地4）では毎週月曜日、陶芸教室が行われています。基本からの指導を受けることができるため、初心者でも気軽に楽しめます。

時間は午後5時30分～10時のうち任意の時間。料金は1回1000円と材料代（茶碗で約500～600円）です。

○問い合わせ
相楽作業所　馬場・田中
（TEL 93－3277・3296）
（FAX 93－3271）

けいはんなロボット工作教室が9月～12月、けいはんなプラザで開催されます。

子どもたちに、ものづくりや先端的なテクノロジーを学ぶ楽しさを実感してもらいながら「科学する心」を育てる同教室。工具を使ってロボットを組み立て、パソコンでセンサーを制御するプログラムを作ります。さらにロボットによるゲーム（センサーを利用したライントレース・障害レース・サッカー）にもチャレンジします。

参加は無料。ロボットやパソコン、工具などはすべて貸与されます。

▼日時
9月1日・10月6日・11月3日・12月1日の各日曜日
午後1時30分～4時（9月1日のみ午後1時～4時）

▼場所
けいはんなプラザ交流棟・中会議室「黄河」（5階）

▼対象者
精華町・京田辺市・木津川市在住で全回出席できる小学5年生～中学3年生

▼定員
45人（定員を超えた場合は抽選）

▼申込方法
往復はがきの往信裏面に①参加者の氏名（ふりがな）②性別③学校名・学年④住所⑤保護者氏名（ふりがな）⑥電話番号を、返信宛名面に住所・氏名を記入し、次のところへ（はがき1枚につき1人の申し込み）。
〒619－0237　精華町光台一丁目7番地　㈱けいはんな内「ロボット教室」事務局

▼申込期間
8月16日(金)まで（必着）

▼主催
けいはんなジュニアロボットクラブ・けいはんな学研都市活性化促進協議会

▼後援
精華町・京田辺市・木津川市の各教育委員会

○問い合わせ
◆申込方法などについて
けいはんな学研都市活性化促進協議会（けいはんなプラザ内）
（TEL 95－5034）
◆学習の内容について
けいはんなジュニアロボットクラブ
（TEL 070－5263－2200）

精華くるりんバス　今月ダイヤ改正

精華くるりんバスの一部ルートの延長とダイヤ改正を8月1日(木)、行いました。
・新バス停「学研都市病院」を設置し、ルートを延長
・バス停「東畑口」を約80メートル東（以前の路線バスのバス停位置）に移設
時刻表は各戸配布しているほか、町ホームページでもご覧になれます。今後も多くのご利用をお待ちしています。

路線図

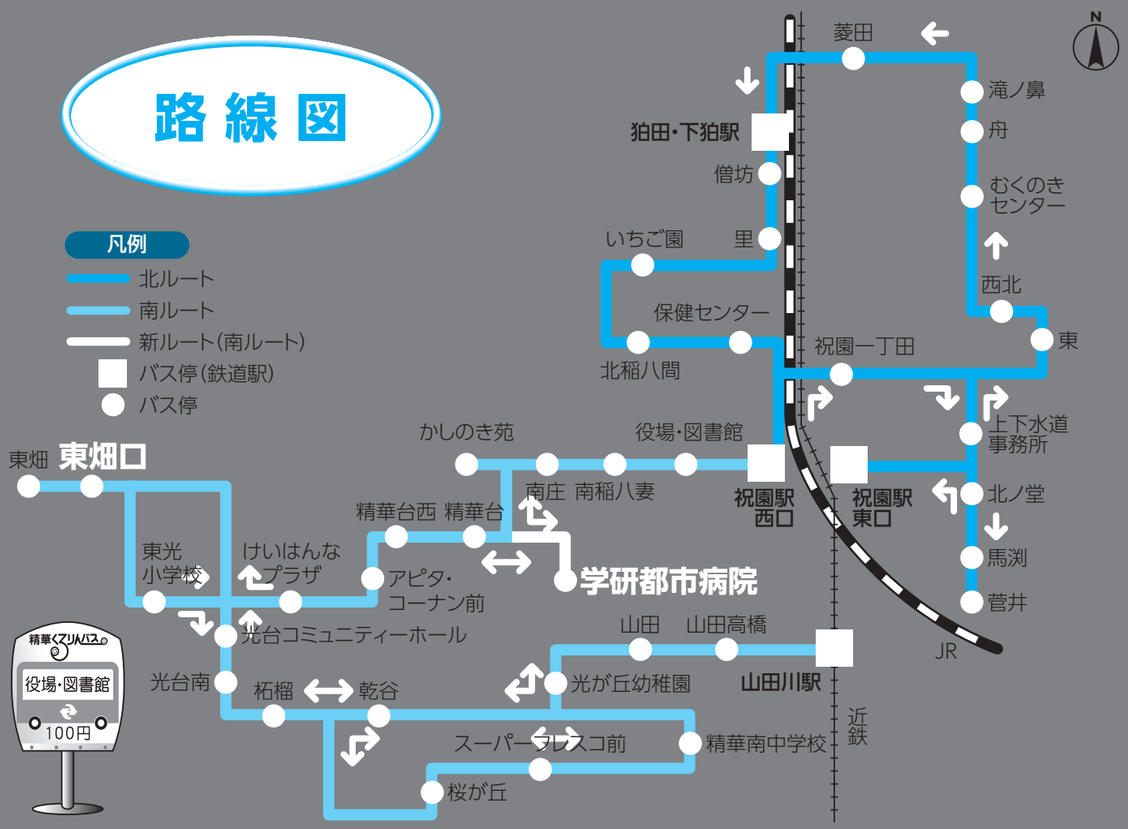

○問い合わせ
◆奈良交通(株) 平城営業所（TEL 0742－71－1380）
◆精華町役場 都市整備課 まちづくり計画係（TEL 95－1902）

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは33ページに掲載しています。

特定健診は40歳から

国民健康保険（国保）に加入の40歳～74歳の方が対象の特定健診。申し込み・受診はもうお済みですか？

町民の死因の約3割は、生活習慣病が原因の病気です。がんと並ぶ主要死因の一つです。

生活習慣病のリスクは若いうちから積み重なっています。若いうちに自分の体の問題点と向き合って、早めに手を打つことが大切です。ところが、国保加入者のうち40～50代の特定健診の受診率は、わずか約2割。病気を重症化させないためにも、毎年特定健診を受けて、健康状態をチェックしましょう。

特定健診の個別健診は9月まで、左表の病院で受診できます。

○問い合わせ
国保医療課国保係
（TEL95－1929）

精華町の主要死因別死亡者数割合

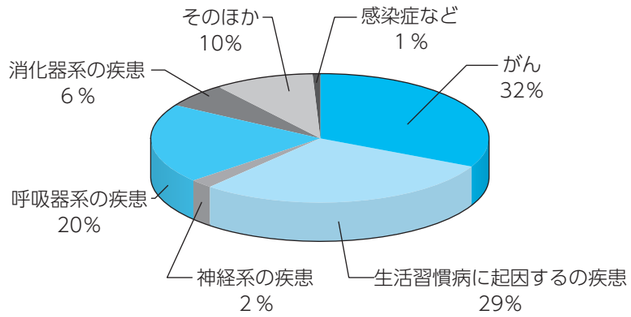

特定健診の個別健診が受けられる病院

病　院　名	電話番号
天野医院	95－9500
おく内科医院	72－7023
岸田内科医院	95－1771
コマダ診療所	93－1787
島谷クリニック	66－1850
下里医院	72－1212
平田内科医院	95－3400
藤木医院	94－2006
藤村医院	94－5770
古田診療所	93－2216
山田内科クリニック	98－3660
芳川医院	71－0014

医療・介護の自己負担軽減

高額療養費制度・高額介護（予防）サービス費制度を利用した後、医療と介護の自己負担額の合計が限度額を超えると、その分が支給されます。これを高額介護合算療養費といいます。

医療保険や介護保険では、自己負担額が一定限度額を超えるとその分が支給される制度があります。しかしこの場合、1カ月ごとの自己負担額は抑えられても、長期間にわたって医療やサービスを受けると負担は重くなってしまいます。

このようなときのために「高額介護合算療養費制度」があります。

該当する方には申請書をお送りします

▼計算上の注意点

・医療保険と介護保険の両方に自己負担額のある世帯が対象です。

・医療保険で合算対象となる自己負担額は、高額療養費制度と同額です。

・高額療養費や高額介護（予防）サービス費として支給された金額は、自己負担額から引いて計算します。

・限度額を超えた金額が500円未満の場合は支給されません。

○申請・問い合わせ
国保医療課国保係
（TEL95－1929）

高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）

所得区分		国民健康保険＋介護保険（70歳以上74歳未満の方がいる世帯）	国民健康保険＋介護保険（70歳未満の方がいる世帯）
現役並み所得者（上位所得者）【注1】		67万円	126万円
一般区分【注2】		56万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円【注3】	34万円【注3】
	Ⅰ	19万円【注4】	

【注1】現役並み所得者は、住民税課税所得が145万円以上で70歳以上の国保被保険者。上位所得者は、同じ世帯の国保被保険者全員の基礎控除後の合計所得が600万円を超える方（70歳未満）。
【注2】ほかの所得区分に該当しない方。
【注3】住民税非課税の世帯。
【注4】住民税非課税世帯で、世帯員の所得が一定基準を満たす場合（単独世帯で年金収入のみ：年収80万円以下、2人世帯で年金収入のみ：各年収80万円以下）。

固定資産税　耐震改修などで一部減額

住宅を改修した場合、条件により固定資産税の一部が減額されます【注】。該当する場合はお問い合わせください。

耐震改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の2分の1を減額します。上限は120平方㍍分です。都市計画税の減額措置はありません。

▼減額を受けられる条件

・平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅であること

・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること

・建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす耐震改修であること

・耐震改修の費用が1戸あたり50万円を超えるものであること（契約日が平成25年3月31日以前の分は30万円以上）

・改修工事完了後3カ月以内に減額の申告をすること

省エネ改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額します。上限は120平方㍍分です。都市計画税の減額措置はありません。また、新築住宅や耐震改修の特例の対象となっている年度には適用されません。

▼減額を受けられる条件

・平成28年3月31日までに省エネ改修工事をした住宅であること

・平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）であること

・次に挙げる省エネ改修工事で、その改修工事の費用が50万円を超えるもの（契約日が平成25年3月31日までの分は30万円以上）であること

①窓の断熱改修工事
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事

※いずれの工事も①を含む工事を行うこと。また、①～④の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。

・改修工事完了後3カ月以内に減額の申告をすること

バリアフリー改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額します。上限は100平方㍍分です。都市計画税の減額措置はありません。また、新築住宅や耐震改修の特例の対象となっている年度には適用されません。

▼減額を受けられる条件

・平成28年3月31日までにバリアフリー改修工事をした住宅であること

・平成19年1月1日以前から存在する住宅であること（賃貸住宅を除く）

・次のいずれかに該当する方が居住していること

▽65歳以上の方・介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている方・障害者の方

・次の改修工事で補助金などを除く自己負担金が50万円を超えるもの（契約日が平成25年3月31日以前の分は30万円以上）であること

▽廊下の拡幅・階段のこう配緩和・浴室の改良・便所の改良・手すりの取り付け・床の段差の解消・引き戸への取り替え・床表面の滑り止め化

・改修工事完了後3カ月以内に減額の申告をすること

【注】本年度の税制改正で、この減額制度の期間が延長され、改修費用の下限が変更されました。

○問い合わせ
税務課固定資産税係
（TEL95－1916）

昭23年9月生の方へ　高齢者の医療費助成

町では、65歳以上70歳未満の方に、医療費（保険適用分）の一部を助成しています【注1】。

助成は申請が必要です。申請の結果、認定された方には8月下旬、うぐいす色の受給者証（9月から使用可能）を郵送します。

平22年8月2日～9月1日生の子へ　子どもの医療費助成

3歳から小学校卒業までの方が外来医療費の助成を受けるには、現在お持ちの白色の受給者証とは別の受給者証を受けるための申請が必要です。申請した方には8月下旬、さくら色の受給者証（9月から使用可能）を郵送します。白色の受給者証は、これからも入院医療費の助成に利用できます。

上記の両助成の対象者にはご案内を郵送しています。申請は、受給者証交付申請書・対象者の保険証・印鑑をお持ちください【注2】。申請期間は8月13日（火）～19日（月）の平日【注3】で、手続きは代理の方の来庁や郵送でも可能です。

【注1】60歳未満の方と同居する所得税課税世帯や、一定所得を超える世帯などは該当しません。【注2】高齢者の医療費助成で本人・世帯で平成25年1月2日以降、精華町に転入した方がいる場合は、その方の24年中の所得額と控除額を証明する書類（住民税課税対象所得額が表示されているもの）も必要です。【注3】申請が遅れると受給者証の使用開始日も遅れる場合があります。

○問い合わせ　国保医療課 医療係（TEL 95－1929）

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは33ページに掲載しています。